

医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業

現状・課題・必要性

- ・医療的ケア児等支援法(令和3(2021)年9月施行)に基づき、医療的ケア児及びその家族等に対する総合的な窓口として「岡山県医療的ケア児支援センター」を令和4(2022)年4月に設置し、各種相談や助言、情報提供等を行っている。
- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)を抱える家族の負担は大きく、慢性的な睡眠不足や自身の外出困難、通園・通学の困難さなど、精神的・身体的・経済的負担が大きい。
- ・在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児支援センターによる相談支援や支援者養成を進めるとともに、医療的ケア児等を一時的に預かる環境を整備していく必要がある。

日常生活における支援

■短期入所サービス拡大促進事業

【19,424千円】

- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)による短期入所の利用日数に応じて事業所へ補助する市町村への助成(政令市を除く)

○補助率: 1/2

補助基準額	<短期入所の利用>	
	・医療型: 1人1日の利用につき	10,000円
	・福祉型: 1人1日の利用につき	7,900円
	<緊急時の受入れの場合>	
・医療型・福祉型: 1人1回の利用につき	7,000円	

■短期入所事業所開設等支援事業

①短期入所事業所分

【4,000千円】

- ・医療的ケア児等を受け入れようとする短期入所事業所(当該事業所を新たに設置しようとする者を含む)に対し、施設改修(小規模修繕に限る)に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 2,000千円

②障害児通所支援事業所分【新規】

【2,000千円】

- ・医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援サービスを開始・拡充する事業所に対し、必要な設備整備及び備品購入等に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 1,000千円

専門人材の育成と確保

■医療的ケア児等支援者養成事業

①医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業

【1,556千円】

- ・医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)や事業所等で直接支援する者を養成(法定研修)

②医療的ケア児等コーディネーター資質向上研修

【400千円】

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の資質向上のためのフォローアップ研修を実施

③医療的ケア児等短期入所サービスケア実習事業

【275千円】

- ・医療的ケアに従事する看護職員等の資質向上を図るため、現場における実習を実施

④障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

【425千円】

- ・障害者支援施設等の現任職員の喀痰吸引等研修受講(1号・2号研修に限る)に要する経費の補助

医療的ケア児等の健やかな成長を図るとともに、その家族の負担を軽減